

諮問番号：令和４年度諮問第２号

答申番号：令和５年度川行審答申第１号

答 申 書

第１ 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第２ 審理関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張

（１）審査請求の趣旨

処分庁が行った生活保護法第７７条の２による費用徴収決定処分を取り消すとの裁決を求める。

（２）審査請求の理由

ア 審査請求人は、精神障害者であり、正常な判断ができない状態でしばしば衝動買いをしてしまい、その結果として、生活上の困窮が生じた場合、購入した物やサービスを返品するか、精神障害を理由にした売買契約の取消しに対応していない場合には、購入した物を売却し、生活費に充当するしかない。

イ 審査請求人は、中古品売買により利益を得ることを目的としていない。精神障害によって衝動買いした商品を売却して現金を手に戻し、生活費を確保することを目的としているにすぎず、購入した金額を上回る金額で売却し、利益を得られることは皆無である。

ウ 審査請求人の一連の行為は、利益を得ることを目的とした事業活動とは認められず、何らの利益も得ることができていない。

エ この損失を補填するため、審査請求人は、個人の生命と健康を削りながら生きているという境遇にある。

オ 精神障害者に対し、健常者基準により処分を下すことは適当とはいえない。

カ 金融機関の口座にお金が振り込まれた事実をもって収入と認定し、返還を請求するという行政運営には問題がある。利益があるのならば返還を命じられても当然だが、利益がないのに何を返還するのか。

キ 本件処分は行政による社会的弱者いじめとしか表現できないものである。

ク 審査請求人は、●●市において生活保護が開始されて以降、生活保護の中断期間をはさむことなく、処分庁による生活保護が開始されたが、令和●

年●月に審査請求人の申出により生活保護は一旦終了した。生活保護の廃止を申し出た理由は、運送業（フードデリバリー）が盛況であったことから、今後は生活保護を受けなくとも、運送業だけで生計を立てていけるという安易かつ非現実的な、合理的判断を欠いた考えによるものであった。令和●年●月、審査請求人の精神障害は悪化し、生活が困窮したため、再び処分庁に生活保護を申請し、以後は処分庁での生活保護が実施された。

ケ 審査請求人が配達業に従事していた期間は、処分庁が生活保護を廃止してから、再び生活保護の支給が決定されるまでのわずか4か月の期間にすぎない。処分庁が、その事実を認識しながら弁明書に記載しないことは、あたかも「令和●年●月まで元気に運送業に従事していた人物が生活保護を申請することとなった」という誤った印象を読む側に与えかねない。

つまり、審査請求人が抱える精神障害によって生じている日常生活の困難さや経済面での困難さは、平成●●年から始まり、途切れることなく連続している事象の中の出来事として論じられるべきものであると主張する。

コ 審査請求人は、●●市での生活保護を受給中にも審査請求人は精神障害を原因とした、同様の経済活動行為を繰り返し行っていたが、一度も●●市の実施機関からそれをとがめられたことはない。なぜ自治体によってこのような行政運用の差異が生じるのであろうか。

●●市の実施機関か処分庁のいずれかが、国が定めた運用方針に従っていないということであらうか。

関連法制の解釈をはじめとした運用方針の違いにより、このような行政運用上の差異が生じるというのであれば、一市民の権利として説明を求める。説明責任は両行政機関にあり、本件について説明を負う。

サ 審査請求人は令和●年●月に処分庁を訪れた際、処分庁の地区担当員は「（行政の）判断はあなたの障害も考慮した上での判断となっている。これ以上あなたを優遇しては他の受給者との公平性にかい離が生じてしまう。」という趣旨の説明をしている。これはつまり、申請者が抱える精神障害を、行政機関として酌量、すなわち「手心」を加えたという意図であると審査請求人は認識した。しかし「手心」を行政運用上、妥当ないし正当なものとして加えるためには、以下の要件が満たされることが必要条件である

（ア）処分庁が、申請者が抱える精神障害について十分かつ高度な専門知識を有していること。

（イ）本事件において処分庁が問題視している審査請求人の一連の行為がなされた時点における、審査請求人が抱える精神障害にかかわる精神状態を処

分庁が正確に把握していたこと。

シ これら条件が満たされた上で「手心」が加えられたのか、否かについて処分分庁に回答を求める。さらに「手心」が加えられたのであれば、その計算式の開示を求める。

ス 審査請求人の一連の行為は精神障害に起因した、十分な判断能力を欠いた精神状態のもとに行われたものであり、これを健常者の基準にあてはめて処することは、著しく不公平であると申し立てるものである。

2 審査庁の見解

(1) 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件審査請求の趣旨は、処分庁による令和●年●月●日付け本件処分が違法又は不当とするもののようである。なお、本件処分の前提となる返還金額決定処分の審査請求については、神奈川県知事に対して行うものとされている。

イ 本件処分は、川崎市長の委任を受けて処分庁が行ったものである。

ウ 処分庁は、令和●年●月●日にアフィリエイト収入について、令和●年●月●日にメルカリを利用して物品を売却した収入について、審査請求人から、収入申告書の提出を受けた。本件処分は、当該収入について、「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「次官通知」という。第8-3-(2)-エー(イ)による「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入」であることから、上記(1)オの所内協議の結論も踏まえてこれらの収入のうち8,000円(月額)を超える額である●●円について、生活保護法第63条による費用返還金額決定をし、当該決定額について同法第77条の2による費用徴収決定を行ったものである。

エ 生活保護法第77条の2の規定は、同法第63条による生活保護費用返還金を返還する生活保護受給者の生活の支障と保護の実施機関の徴収の負担との調整を行うために、生活保護制度の見直しの一つとして制定された規定である。そのため、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって保護金品を交付すべきではないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときは、同法第77条の2による費用徴収を行うことは適当ではないと規定されている。

また、「実施機関の責めに帰すべき事由」については、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に定められて

いる。本件処分についてこれをみるに、本件処分は、審査請求人からなされたアフィリエイト収入についての収入申告及びその際に提出された銀行の取引履歴明細証明書にて収入があることが判明し、その後審査請求人からされたメルカリの利用による収入申告によって返還金額決定処分を行うとともに本件処分を行ったものであり、保護金品の交付について、保護の実施機関の責めに帰すべき事由があったものではなく、適正に行われたものである。

オ したがって、審査請求人の本件処分に対する不服に関する主張は、本件処分の取消しを求める理由になり得ないものであり、本件処分は、何ら違法・不当なものではない。

第3 審理員意見書の要旨

1 裁決についての考え方

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分の適法性について

生活保護法第77条の2第1項は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、同法第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができるとしている。

生活保護法が定める例外について、同法施行規則第22条の3は保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときとしている。

また、保護の実施機関の責めに帰すべき事由については「生活保護行政を適正に運営するための手引について」において、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等としている。

要するに、保護の実施機関の責めに帰すべき事由により、被保護者が資力を有することとなったときには、本件処分は行えないこととなると解される。

処分庁は、審査請求人から令和●年●月●日に提出された収入申告書に併せて提出された金融機関の取引履歴明細証明書にて、メルカリからの複数回の入金があることを確認した。これを端緒に、処分庁は、審査請求人に対して、

メルカリからの入金に関する取引履歴等の提出を求めた。

審査請求人から令和●年●月●日にメルカリからの入金に係る収入申告書の提出が処分庁にあり、同月30日に処分庁は所内協議を行い、生活保護開始前に購入し、生活保護開始後に売却して得た収入については返還決定とせざるを得ないとの結論に至り、同年●月●日付けで、返還金額決定処分と本件処分を行ったものである。

以上の事実関係を踏まえると、返還金額決定処分に当たり、保護費の算定が適時に反映できなかつたり、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤ったり等の処分庁の責めに帰すべき事由については何ら認めることはできず、同法第77条の2を適用し、本件処分を行ったことについて違法性及び不当性は認められない。

(2) その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、本件処分において、物品売却収入の扱いが地方自治体により対応が異なること、審査請求人の精神障害についての考慮がなく、健常者基準により行われたものであること等を主張しているが、これらはいずれも本件処分の取消しを求める理由にはなりえない。

(3) 上記以外の本件処分の違法性又は不当性について

その他上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年	3月27日	諮問の受付
同年	6月13日	第1回審議
同年	9月8日	第2回審議
同年10月	12日	第3回審議（処分庁からの聞き取り調査）
同年11月	17日	第4回審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正性について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

2 審査会の判断について

(1) 本件処分について

本件処分は、生活保護法等の法令の規定に従い適正に行われているものと認められ、違法又は不当な点は見当たらない。

(2) 生活保護法第63条による費用返還決定処分について

本件処分は、生活保護法第 77 条の 2 による費用徴収決定処分であるが、これは、生活保護法第 63 条による費用返還金額決定と併せて処分庁が行ったものである。返還金額決定処分は、本件処分とは別個の処分であり、保護の決定及び実施に関する事務に該当し、当該処分に対する審査請求は、同法第 64 条の規定により都道府県知事に対してするものとされている。このため、川崎市長は、返還金額決定処分の適否等を審査庁として判断することはできず、この点についての最終的な判断は神奈川県知事の判断を待つべきものである。

一方で、審査請求人の主張の大半は返還金額決定に関するものであり、審査請求人の主張を理解するためには、本件処分の前提となる返還金額決定処分の事実関係や処分庁の判断理由等を確認することが必要であると考えたところである。

そのため、本審査会において是非を判断すべき事項ではないが、処分庁に聞き取り調査を行い、処分庁から概ね次のような説明がなされた。

ア 保護開始後に購入した物品を売却して得た収入を収入としてみなさなかったことについて

生活保護法第 4 条に保護の補足性として、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨が定められている。

そのため、国の生活保護法による保護の実施要領上の規定で考えると、保護開始後に購入した物品を売ったものについては臨時的収入として扱うというのが原則的な取り扱いである。

しかしながら、本件においては、審査請求人の病状や実際に利益が発生していないこと、最低生活の維持が困難になること等を加味し、本件保護開始以降に交付された保護費により購入したものを売却して得た収入については収入としてはみなさないとの取扱いとしたものである。

イ 本件保護開始以前に購入した物品を売却して得た収入を収入として認定したことについて

資産については保護の申請がなされた際にその都度保有の可否を判断している。審査請求人については、一度自立し、保護開始となっていることから、再度、生活保護がスタートした本件保護開始日を基準として考えている。

そのため、本件保護開始以前に購入した物品については、たとえ、それが以前に保護費で購入したものであっても、本件保護開始時の資産調査等において保有が容認された被保護者の資産であり、これを売却した場合には次官通知第 8-3-(2)-エー(イ)における動産の処分による収入に

該当することから臨時的収入として扱うことになる。

以上のような説明から当審査会としても、第63条による費用返還決定についても、審査請求人の事情等を踏まえた合理性のある判断が行われているものと理解したところである。

(3) その他

上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点は認められない。

川崎市行政不服審査会

委員（部会長）	人	見	剛
委員	高	岡	香
委員	高	柳	馨